

# 東海村消防団災害対応マニュアル

■火災編

■地震・津波編

平成25年3月

東海村

## 目 次

火災編	・ ・ ・	P 1 ~P 3
地震・津波編	・ ・ ・	P 4 ~P 8
総括編	・ ・ ・	P 9 ~P 1 1

## 《火災編》

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るという任務を遂行するため、災害現場に出動する。

火災は、1件の火災であっても時間の経過により危険度は増大する。また、緊張と興奮にまつまれた中での煙や熱との戦いであり、体力的、精神的に疲労の度合いが大きく、冷静な思考力を持続し、安全を確保しつつ任務を完遂することは容易ではない。

指揮者の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員が相互に安全を確保しなくてはならないことを深く自覚しなければならない。

消防における安全管理は、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策であることを心得てほしい。

### 1 出動指令の流れ

- ① 119番通報者から広域消防本部の通信指令課に火災情報  
↓
- ② 正副団長、所轄分団長へ連絡  
↓
- ③ 所轄分団長は、団員招集  
↓
- ④ 分団員が現場に到着したときは、広域消防本部消防隊の現場指揮本部に行き、現場最高指揮者（署長又は副署長等）に指示を仰ぎ、活動を開始する。

### 2 出動時の留意事項

出動に際しては、原則として活動服、編み上げ靴、ヘルメット、手袋着用とし、各分団器具置場へ参集し、消防団消防車で出動する。

車庫から出動するときは、誘導員を配置し、歩行者や一般車両に注意を喚起し避讓を確認する。

#### 《消防車運行上の留意事項》

- ① 赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、丁字路、一旦停止場所等においても同様とする。
- ② サイレンを鳴らしていても、他の車両は、直ちに避讓しないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。
- ③ 一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両の速度とする。
- ④ 高さ・重量制限等のあるところは、自分の隊の車両を確認して通行する。
- ⑤ 拡声機等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。
- ⑥ 火や煙が見えると、それに気をとられ注意力が欠落しやすいので運転者はもちろん全員で前方を注視し進行する。

### 3 水利部署時の留意事項

- ① 水利部署時は、給水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の団員の行動に注意する。
- ② 消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸水管を伸長してから開放し、大箱ネジ回しは、吸水管離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、必ず団員はそこを離れない。
- ③ 吸水管伸長時は、吸水管のはね返りやつまづきに注意し、消火栓等に結合したら必ず吸水管の緊着状態を確認する。
- ④ 消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、ロープなどで表示し、注意喚起のため団員を1名以上配置する。

### 4 ホース延長時の留意事項

- ① ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い1名は反射ベストを着用し、交通整理を行う。
- ② 手びろめ延長時は、結合金具、筒先の落下やホースバンド、ホースの垂れ下がりに注意する。
- ③ 軒下等は、落下物等の危険があるので、火災建物と平行とならないよう延長する。
- ④ 塀等乗り越え延長するときは、積載の梯子等を活用する。

### 5 送水事の留意事項

- ① 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- ② 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- ③ 見通しのよい場所でも、梯子等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水態勢を完了してから送水する。
- ④ ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は徐々に開放する。

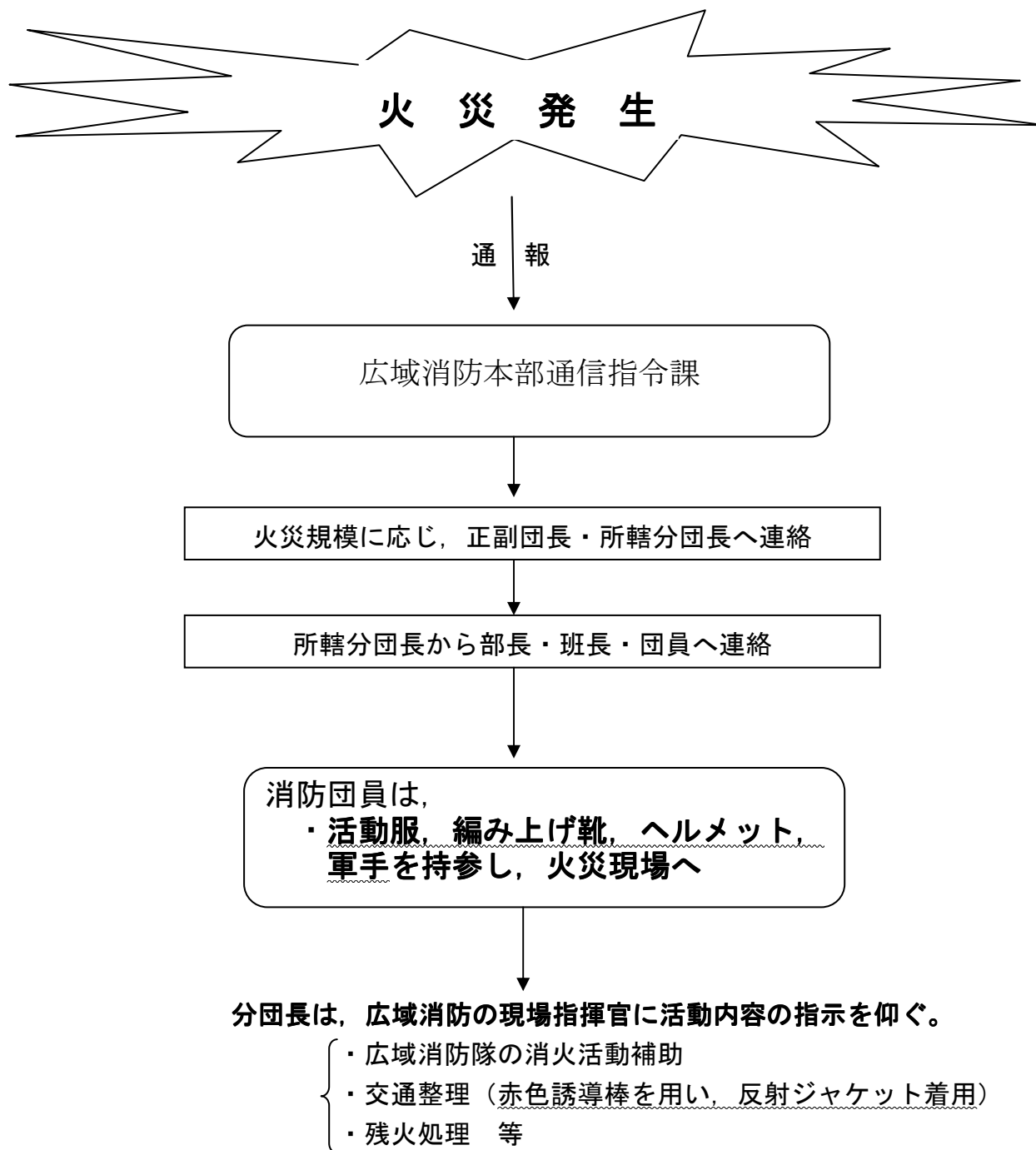
### 6 交通整理

- ① 火災時は、消防車両が路上駐車することとなるため、片側交互通行になる場合が多い。
- ② 必ず、赤色誘導棒と反射ベストを着用して交通誘導を行うこと。

### 7 残火処理

- ① 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- ② 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- ③ 壁や柱等の焼け状況から崩落の恐れがある場合は、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- ④ 放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし小股で慎重に歩く。

## ○消防団の活動イメージ【火災編】



※消防車のサイレンが聞こえたら・・・

広域消防本部で設けている消防火災等案内

**電話 029-272-0119**

でコンピュータによる災害案内が流れます。御利用下さい。

## 《地震・津波編》

### 基本方針

震災時には、同時多発火災の発生、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者発生など膨大な消防活動が予測される。

消防は装備機材等の総力を結集して災害活動に当たり、村民の生命・身体及び財産の保護に当たる。また、自治会や自主防災組織等の地域密着型の防災活動が被害軽減に著しい成果を上げることから、団指揮本部（東海消防署）と連絡を密に取りながら、これら地域防災力と役割分担を踏まえながら活動を実施する。

### 第1 非常配備基準

#### 1 消防警戒の配備基準

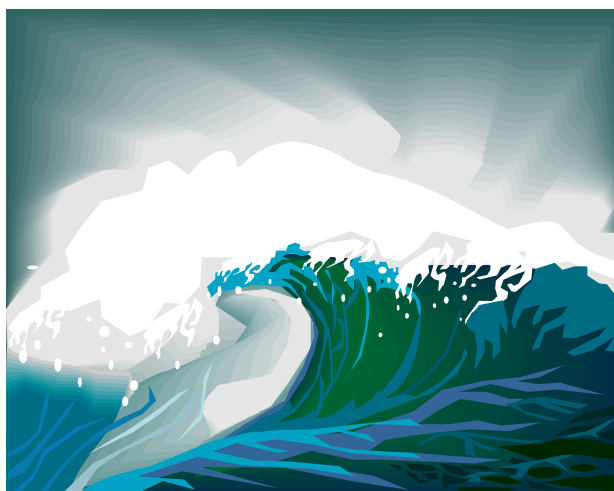
##### 【地震編】

(震度等) 配備体制	消防団の体制	村の体制	東海消防署 の体制
(震度4) 1次配備	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策連絡会議設置</li> <li>・警戒態勢</li> </ul>	警戒態勢 (勤務者対応)
(震度5弱) 2次配備	<b>団長・副団長</b> <b>東海消防署へ参集</b> (必要に応じ一部の分団員を召集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策連絡会議設置</li> <li>・必要に応じ、災害対策本部設置</li> </ul>	消防警戒本部設置 (指定職員参集)
(震度5強以上) 3次配備	<b>各分団長・全団員</b> <b>各分団小屋へ参集</b> →災害現場へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策連絡会議設置</li> <li>・必要に応じ、災害対策本部設置</li> <li>・必要に応じて避難所開設</li> </ul>	消防対策本部設置 (全職員参集)

※地震観測地点は、東海村役場（東海村東海 3-7-1）

【津波編】

(津浪規模) 配備体制	消防団の体制	村の体制	東海消防署 の体制
(津波注意報) 20分～1時間 1次配備	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策連絡会議設置 (必要に応じ)</li> <li>・警戒態勢</li> </ul>	警戒態勢 (勤務者対応)
(津波警報) 1時間～3時間 2次配備	<b>団長・副団長</b> <b>東海消防署へ参集</b> (必要に応じ一部の分 団員を召集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策連絡会議設置</li> <li>・必要に応じ、災害対策 本部設置</li> </ul>	消防警戒本部設置 (指定職員参集)
(大津波警報) 3時間以上 3次配備	<b>各分団長・全団員</b> <b>各分団小屋へ参集</b> →災害現場へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策連絡会議設置</li> <li>・必要に応じ、災害対策 本部設置</li> <li>・必要に応じて避難所 開設</li> </ul>	消防対策本部設置 (全職員参集)



## 第2 消防団員の参集方法

基本的に地震発生時における参集については、東海消防署で出動指令を発令するが、団員各位がテレビ、ラジオ、メール配信サービス及び状況等で震度を把握し、「配備基準」に達した時は、定められた場所に自主参集するものとする。

(地震発生直後は、電話回線が繋がりにくく、電話連絡が取りにくいいため)

※団員は、震度による自主参集を原則とし、電話連絡はしない。

### 地震が発生した場合（参集まで）

○消防団員の参集は地震の発生をもって「召集が発令」されたものとし、震度区分により自主参集すること。(電話連絡はしない)

○テレビ、ラジオなどで地震の震度を確認するとともに津波情報にも留意すること。

本マニュアルに示す参集基準に達した場合は、家族の安全（勤務先の被害）に配慮しつつ、速やかにそれぞれの部署（各分団器具置場）に参集すること。

**（目標時間：20分以内）**

○通信手段は地震後には、普通電話、携帯電話は非常につながり難く、携帯電話メールが極めて有効であることから、消防団員は災害時に他の通信手段が無い場合は「携帯電話メール」を活用すること。

○自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を所属分団の上司に連絡し、併せて、連絡先についても伝達すること。

○自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度5強以上の場合は、徒歩又は自転車、バイクなどを使って参集すること。

○所属分団への参集に際して、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性のあるものは東海消防署へ消防団車両の無線で連絡すること。

○参集する途中で救助を求めている人がいる場合は、人命救助を最優先し、直ちに救助を行い、被災者の安全を確保した上で参集すること。



### 第3 各分団の参集

#### (1) 各分団の参集

団員は、自身及び家族の安全を確保した後に配備基準に基づき各分団の器具置場に参集する。

- ① 必要資機材（震災用資機材）を点検する。予備のホースも全部積載する。
- ② 出動最少人数を確保する。（5名程度）
- ③ 消防団車両車載無線機を準備する。
- ④ 携帯電話を携行する。（使用できる時のみ使用し使用できないときは無線）
- ⑤ 管轄区域内の被害状況を確認する。

※被害状況を団指揮本部（東海消防署）に連絡

（電話） 029-282-2038

029-282-2153

029-283-1119

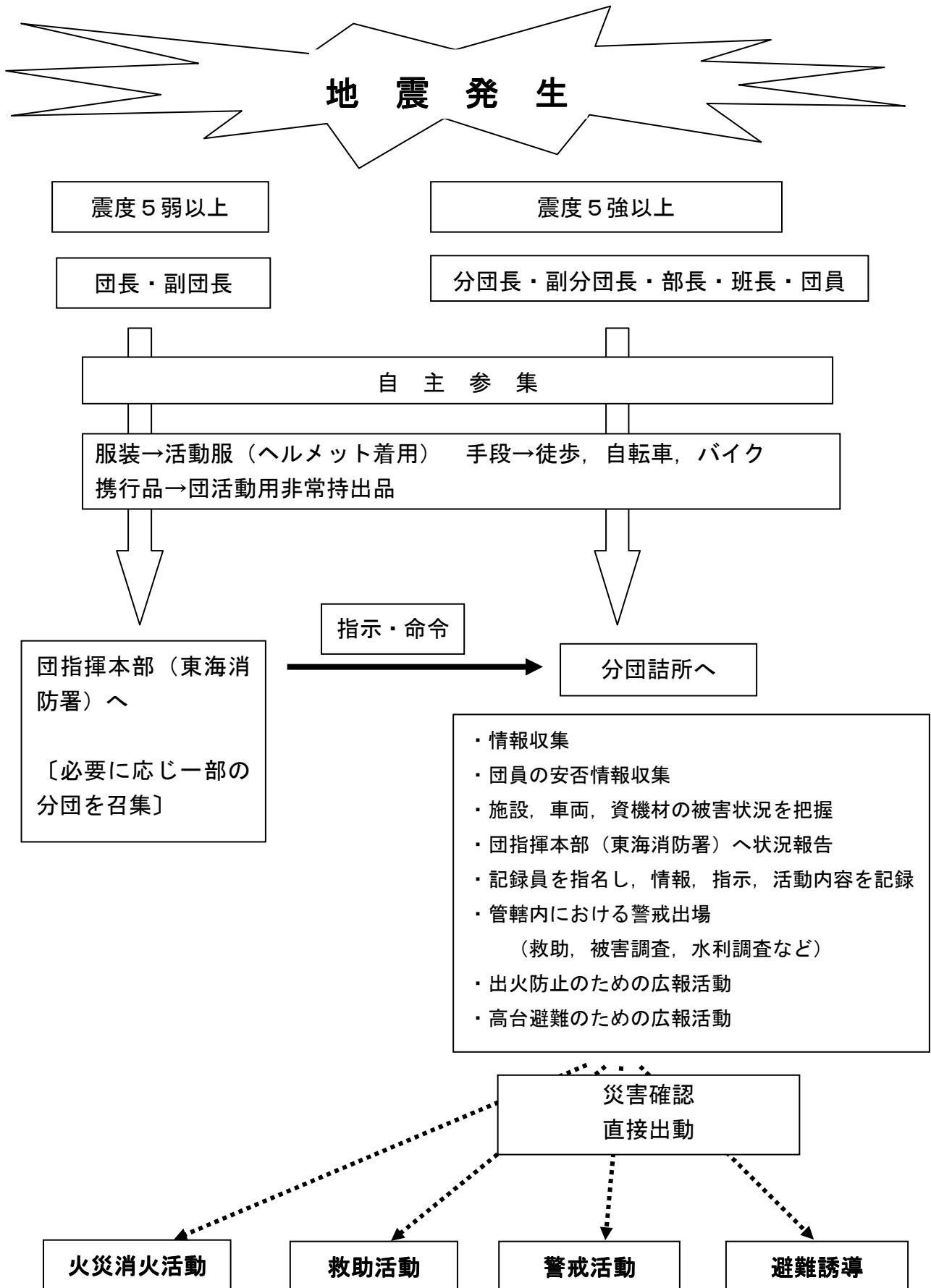
- ⑥ 火災・救急・救助現場へ出動。（無線で東海消防署へ連絡）

#### (2) 分団の人員及び待機場所

消防団名	分団名	部数	団員数	待機場所
東海村消防団 183名	団本部	—	3	東海消防署
	第1分団	3	30	第1分団器具置場
	第2分団	3	30	第2分団器具置場
	第3分団	2	20	第3分団器具置場
	第4分団	3	30	第4分団器具置場
	第5分団	2	20	第5分団器具置場
	第6分団	3	30	第6分団器具置場
	第7分団	2	20	第7分団器具置場

※待機場所は、適宜、地元の自治集会所を借りるなどして、団員の居場所が確保できるように努めること。

○消防団の活動体制イメージ



## 《総括編》

### 第1 消防団活動

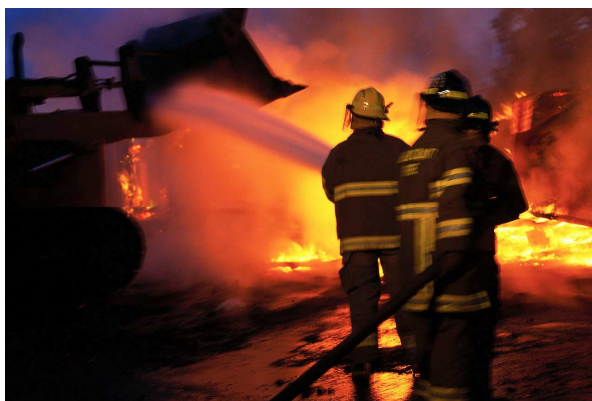
消防団は、火災の早期鎮圧及び村民の安全確保を目標として、人員及び装備、資機材を最大限に活用しながら、管轄区域で速やかな災害対応を行う。

#### 1 消防団活動の原則

- 1 管轄区域における被害状況等の情報収集活動を行い、積極的に東海消防署へ報告する。  
東海消防署 （電話）029-282-2038  
029-282-2153  
029-283-1119  
E-mail:keibo@hitachinaka-tokai.or.jp  
○火災発生の状況 ○救急・救助事案の状況 ○道路の状況  
●分団無線 ●電話 ●携帯電話 ●携帯電話メール ●口頭等
- 2 管轄区域で発生した災害に対する消火、救助及び応急救護活動を行う。
- 3 自治会、自主防災組織等の地域住民に対し、避難誘導、出火防止等の指導及び初期消火活動に対する指導を行う。
- 4 消防隊等の活動に対して、支援活動を行う。

#### 2 消防団の任務

- ・消火活動に関すること。
- ・救助活動に関すること。
- ・応急救護活動に関すること。
- ・地盤災害・崩落箇所等の巡視警戒に関すること。
- ・災害時要援護者の避難誘導に関すること。
- ・消防警戒区域、火災警戒区域の設定に関すること。
- ・避難勧告、指示に伴う情報伝達及び広報並びに避難誘導に関すること。
- ・団指揮本部（東海消防署）との連絡調整及び活動状況等、報告に関すること。
- ・その他消防団活動に関すること。



### 3 火災防御活動

火災防御活動は村民の生命及び身体の安全を基本とし、次の方針により行う。

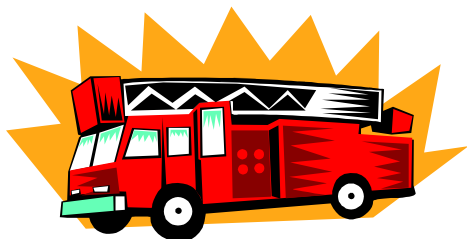
- 1 ヘルメットと軍手を必ず着用すること。(交通整理の場合は反射ベスト必ず着用)
- 2 火災及び人命救助の事象が同時に発生した場合は、人命の安全確保を図る。
- 3 火災防御は、次に掲げる原則により行う。
  - ① 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難経路の防御を行う。
  - ② 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域及び次に掲げる重要施設を優先に防御を行う。

- ア 医療救護施設
- イ 避難者の収容施設。(学校, 体育館, 公民館等)
- ウ 災害対策実施機関の施設 (県行政機関, 村役場)
- エ 電気, ガス, 水道, 電話等の公共施設
- オ その他消防団本部 (東海消防署) が必要と認めたもの

### 4 消防水利の確保

消火栓が使用できないことに備えて次の水利を確保し、現着の消防署各部隊と協力して遠距離送水を行う。

防火水槽, プール, 河川等の自然水利



## 第2 消防団消防車による周知広報活動の実施

- ① 団指揮本部（東海消防署）からの要請により，各種防災関連情報を消防団消防車により地域内へ広報する。
- ② 広報車は，広報するときは，停車（若しくは時速10km以下で走行）し，アナウンスすることを基本とする。アナウンスする際は，はっきり，大きな声で行う。
- ③ 管轄地域内を効果的に広報できるよう，あらかじめ順路等についての地図を作成しておく。

### 【広報文（例）】

#### 注意喚起広報

こちらは，東海村消防団の広報車です。

〇〇地区の皆さん，先ほど〇時〇分に東海村で震度5強の地震が発生しました。

今後，同規模の余震が発生する恐れがありますので，十分注意してください。また，基幹避難所を開設していますので，身の危険を感じた方は，〇〇コミセンに避難してください。

#### 避難勧告広報

こちらは，東海村消防団の広報車です。

大津波警報が発令されています。〇〇地区に避難勧告を発令しました。直ちに〇〇コミセンに避難してください。